

- イ 省令第 10 条の 4 の 2 第 2 項に掲げる承諾書が申請書に添付されていること（道の敷地となる土地所有者及び権利を有する者並びに道を管理する者の承諾書）
- ウ 当該道を前面道路とみなしたときに、法第法第 52 条第 2 項及び法第 56 条各項の規定に適合すること

3 その他

本認定基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 2 月 29 日から施行する。